

この利用規程は、京丹波町観光協会が運営するレンタサイクルをご利用のお客様に遵守していただく事項について規程しています。当協会のレンタサイクルを利用する際は、以下の事項を遵守いただき、サイクリングをお楽しみください。なお、この規程に定めのない事項につきましては、法令または一般の慣例に従うものとします。

1 利用申込み

- ・利用の申込みは当協会窓口で行ってください。なお、予約については電話・メール予約ができます。
- ・利用手続きの際は、利用申込書に必要事項をご記入の上、身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)と一緒にご提示ください。
- ・利用申込申請者は、高校生以上に限らせていただきます。中学生以下の方がご利用になられる場合は、保護者同伴の上、保護者(大人)の方の申請によりお申し込みください。

※予約のキャンセルは、貸出当日まで受け付けています。当日の予約キャンセルは電話でも対応いたします。また、事前の連絡がなくても利用開始時間を経過した時点で、自動的にキャンセルとさせていただきます。なお、キャンセル料は発生しません。

2 個人情報の取り扱い

本サービスの利用に関して、当協会が知り得た個人情報については、本業務以外のことには一切使用しません。

3 利用料金

- ・利用料金は1台あたり700円とします。保証金として、1台につき1000円をお預かりします。
- ・利用料金と保証金は、申し込み時に現金でお支払いいただきます。
- ・お預かりした保証金は自転車のご返却の際にお返しいたします。

4 利用条件

- ・利用者は管理義務をもって利用するものとし、その管理責任は自転車の貸出を受けた時から返却する時までとします。
- ・貸出・返却は一日毎で、原則として日を連続して貸出することができません。
- ・お一人様に同時に複数の自転車を貸出することもできません。
- ・年齢制限はありませんが、身長145cm以上の方が乗車可能です。ヘルメットの貸出はありませんので、13歳未満の方がご利用される場合は、ヘルメットをご持参ください。

5 利用時間

利用時間は、貸出日当日の午前9時00分から午後4時00分までとします。利用時間外の貸出、返却は原則受け付けておりません。貸出、返却ともに利用時間内としてください。

6 自転車の故障・損傷

- ・利用中に自転車が故障または損傷した場合は、直ちに運転を中止し、当協会事務局 ([TEL:0771-89-1717](tel:0771-89-1717)) までご連絡ください。
- ・修理は当協会で行いますが、利用者に起因する故障については、利用者に修理費を負担していただきます。なお、利用者が持ち込み前に当協会の事前の承諾なく修理された場合、当協会は修理代金を負担いたしません。
- ・お客様に起因して自転車で修復不可能な損傷を与えた場合は、車両の定価相当の金額を申し受けます。
- ・自転車の故障・損傷によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当協会に起因する場合を除いて、一切責任を負いません。

7 自転車の盗難・紛失

- ・利用中に自転車から離れる際は、必ず施錠してください。
- ・利用時間中に自転車を盗難にあたり、紛失した場合は、速やかに当協会までご連絡ください。
- ・利用者に起因する盗難・紛失等については新車購入代金相当額を負担していただきます。なお新車購入代金受領後に自転車の返却を受けても、当協会は新車購入代金相当額の返金はいたしません。
- ・自転車を放置禁止区域等に放置し移動保管された場合は、返還に要した費用を利用者に負担していただきます。
- ・自転車の鍵を紛失・破損した場合は、交換費用として2,000円を頂きます。

8 事故

- ・当協会のレンタサイクル利用者が、その自転車を利用中に事故にあった場合は、速やかに当協会に事故発生の日時、場所、原因、事故等状況等を報告するとともに、警察署に届ける等法令で定められた処置を取ってください。
- ・第三者との間での示談等が必要な場合には、利用者自らの責任とします。当協会が貸し出した自転車の不備に起因しない限り、一切の責任を負いません。
- ・当協会が第三者にやむなく損害を賠償した場合を含め、当協会が被害を被った場合には、利用者によるその支払いを請求することがあります。

9 自転車損害賠償保険

自転車損害賠償保険に加入します。事故が発生した場合は、保険の範囲内での補償となります。補償の内容は以下の通りです。

被保険の対象		利用者
補償の範囲		自転車搭乗中のみ
利用者に係る補償	死亡後遺障害	200万円
	入院日額	3,000円
	通院日額	2,000円
対人・対物	賠償責任保険	3億円
1名あたりの保険料		200円

10 禁止事項

レンタサイクルの利用者は、次の行為をしないでください。

- ・飲酒・併走・二人乗りなどの無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- ・危険個所・その他不適切な場所での利用
- ・自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- ・自転車または付属品などの改造等現状の変更
- ・運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合に運転を継続する行為
- ・利用申込者以外の者に貸し出し、また使用させること
- ・その他公序良俗に反する行為

11 利用取消

利用者が利用規程に違反した場合は、貸出時間中であっても、利用を取消し、自転車を速やかに返却していただきます。利用停止の場合は、当協会が受領した利用料金の払い戻しは一切致しません。また、利用規程の違反により当協会もしくは第三者に被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

12 規約等の変更

当規程・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。最新の規程は随時、当協会のHPに掲載いたしますのでそちらをご確認ください。

京丹波町観光協会HP (<http://www.kyotamba.org/>)